

## 平成29年大川市農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 平成29年2月9日(木)

開 会 午前9時30分～午前9時55分閉会

2. 開催場所 大川市役所 第1委員会室(3階)

3. 出席委員(16人)

会 長 16番 田中 博文

第1副会長 11番 吉川 康則

第2副会長 3番 辻 律子

委 員 1番 梅崎 隆利 2番 野口 至米子 4番 宮原 晶彦

5番 石橋 増隆 6番 河野 洋一 7番 古賀 博美

8番 古賀 林允 9番 龍 靖男 10番 眞崎 直満

12番 植木 幸治 13番 古川 敬次郎 14番 志牟田 文彦

15番 佐藤 操

4. 欠席委員(0人)

5. 付議議題

議案第3号 農地法第3条許可申請について

議案第4号 農地法第4条許可申請について

議案第5号 農地法第5条許可申請について

議案第6号 大川市農用地利用集積計画について

6. 事務局

局長 柿添 量之、 次長 宮崎 隆三、 主任主事 高良 崇史

7. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから平成29年第2回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員16名中、16名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

事務局 それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 これより、「平成29年第2回大川市農業委員会総会」を開会いたします。それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

最初に、議案第3号農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

1番から2番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第3号農地法第3条の許可申請についてご説明いたします。  
議案書の1～2ページをご覧ください。1番及び2番は、交換により取得するもので、それぞれの譲受人の隣接農地にお互い名義の農地があり、以前より相談していたとのことです。2番の耕作面積は農業委員会が定める別段面積を超えているが、1番の譲受人は3,755㎡と別段面積を超えていないが、農地法施行令第2条第3項第3号により例外規定でやむを得ないと思われる。また、1番と2番それぞれの譲受人は、機械、労働力、技術、通作距離など問題はありません。農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしており、問題ないと考えます。以上です。

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、1番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

議長 ほかにご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

1番の許可申請については、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議長 挙手全員であります。

よって、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

それでは、2番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

議長 ほかにご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

2番の許可申請については、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議長 挙手全員であります。

よって、2番は申請どおり許可することに決定いたします。

以上で、議案第3号農地法第3条の許可申請についての審議を終わりました。

次に、議案第4号農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。

1番について、審議をお願いいたします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第4号農地法第4条の許可申請についてご説明いたします。

議案書の3～4ページをご覧ください。1番は、農振地域内でおおむね10h

aの広がりがあり、第1種農地であるが集落に接続しております。転用目的は、農家住宅及び車庫を建設するものであります。立地基準及び一般基準ともに満たしており、転用妥当と思われます。以上です。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終了しました。

それでは、1番について、地元委員さん補足説明ございませんか。

佐藤委員 行政書士さんより連絡があり、現地確認しましたところ、事務局の説明どおり、問題ないものと思われます。よろしくご審議のほどお願いします。

次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

議 長 ほかにご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

1番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。

よって、1番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

以上で、議案第4号農地法第4条の許可申請についての審議を終わりました。

次に、議案第5号農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。

1から3番について、審議をお願いいたします。

2番及び3番については、関連がありますので一括審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第5号農地法第5条の許可申請についてご説明いたします。  
議案書の5～6ページをご覧ください。1番は、農振地域内でおおむね10haの広がりがあり、第1種農地であるが集落に接続しております。転用目的は、一般住宅を建設するものであります。立地基準及び一般基準ともに満たしており、転用妥当と思われます。2番及び3番は、都市計画法に規定する用途地域内で、第3種農地であります。転用目的は、貸駐車場を建設するものです。立地基準及び一般基準ともに満たしており、転用妥当と思われます。以上です。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終了しました。

それでは、1番について、地元委員さん補足説明ございませんか。

宮原委員 行政書士さんより連絡があり、現地確認しましたところ、事務局の説明どおり、問題ないものと思われます。よろしくご審議のほどお願いします。

次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

議 長 ほかにご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

1 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。

よって、1 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

それでは、2 番及び3 番について、地元委員さん補足説明ございませんか。

石橋委員 行政書士さんより連絡があり、現地確認しましたところ、事務局の説明どおり、問題ないものと思われます。よろしくご審議のほどお願いします。

次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

議 長 ほかにご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

2 番及び3 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。

よって、2 番及び3 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

以上で、議案第5 号農地法第5 条の許可申請についての審議を終わりました。

次に、議案第6 号大川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18 条第1 項の規定により当委員会の決定を求められたので、ご審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第6 号大川市農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案書の7～8 ページをご覧ください。大川市長より平成29 年1 月25 日付けで農地利利用集積計画の決定を求められています。所有権移転1 件であります。反当り約90 万円です。以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18 条第3 項の要件を満たしております。以上です。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

本件について、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

ご意見等なしと認めます。

これで、審議を終わります。

ただいまから、採決いたします。

議案第6 号大川市農用地利用集積計画について、賛成の委員の挙手を願います。

(全員挙手する)

議 長

挙手全員であります。

よって、議案第6号大川市農用地利用計画集積計画については、計画のとおり決定されることに賛成の意見を付することに決しました。

以上で、審議を終わりました。

つぎに、署名委員を指名いたします。

4番 宮原 晶彦 委員

5番 石橋 増隆 委員

を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

ご異議なしと認めます。

議 長

よって、左様決しました。

以上で、第2回大川市農業委員会総会を閉会いたします。